

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年11月8日

【発行者名】 フォーカス・シキャブ
(Focused SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-2010、B.P.91、L-1855、
J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, B.P.91, L-2010
Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 中 野 恵 太
弁護士 金 光 由 以
弁護士 満 木 瑛 子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 フォーカス・シキャブ
ーUSコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル
クラス円ヘッジF-acc投資証券
(Focused SICAV
- US Corporate Bond Sustainable USD Class (JPY hedged) F-acc)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券
USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル
クラス円ヘッジF-acc投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
当初募集期間
1,000億円
継続募集期間
1,000億円
(注) 上限見込額は、便宜上、USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドルークラス
円ヘッジF-acc投資証券の当初発行価格に基づいて算出されている（10,000円に
1,000万口を乗じて算出した金額である。）。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年7月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2021年11月8日付で投資方針、投資リスク、手数料等及び税金、役員の状況、手続等ならびに資産管理等の概要に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）

（2）外国投資証券の形態等

<訂正前>

（前略）

（注2）名称の一部に「F」を含むクラスの投資証券は、UBSグループ・エイ・ジーの関係会社によりのみ提供される。これらの投資証券は、UBSグループ・エイ・ジーの関係会社によってのみ、自己勘定またはUBSグループ・エイ・ジーの企業と締結された資産運用一任契約の一部として取得することができる。後者の場合、投資証券は、契約終了と同時に、その時点の純資産価額で、費用を差し引かれることなく、本投資法人に返還される。

名称に「-acc」を含む各クラス投資証券は、本投資法人が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（注2）名称の一部に「F」を含むクラスの投資証券は、UBSグループ・エイ・ジーの関係会社によりのみ提供される。このクラスの上限定率報酬には、販売費用は含まれていない。これらの投資証券は、UBSグループ・エイ・ジーの関係会社によってのみ、自己勘定またはUBSグループ・エイ・ジーの企業と締結された資産運用一任契約の一部として取得することができる。後者の場合、投資証券は、契約終了と同時に、その時点の純資産価額で、費用を差し引かれることなく、本投資法人に返還される。

名称に「-acc」を含む各クラス投資証券は、本投資法人が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

債務証券および債権、株式および持分権ならびに短期金融商品とは、以下に詳述される投資制限の条項に基づき必要である場合、すべて2010年法第41条に規定する有価証券である。

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

フォーカス・シキャプーUSコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル

一般投資方針の枠内で、サブ・ファンドは、資産の過半数を米国企業が発行する債務証券および債権に投資する。サブ・ファンドは、一般的な債券指数および／または著名な機関のサステナビリティ指数と比較可能な指数と比較して平均以上のサステナビリティ特性を作り出すことを目指す。サブ・ファンドは、社会的にまたは環境に対してマイナスの影響を及ぼす製品の製造または事業の運営を行う企業または業界を除外することもできる。

サブ・ファンドのサステナビリティ特性は、各有価証券の合計をベースとする。平均以上のサステナビリティ特性を持つ企業とは、他社よりも環境・社会問題により積極的に取り組み、コーポレート・ガバナンスの面で他社よりも進んでいる企業を指す。このことは、UBSの内部評価アプローチと認知された機関の評価アプローチのいずれも使用できることを意味する。

投資の少なくとも3分の2は米ドル建てである。サブ・ファンドの外貨建投資のうち会計通貨に対してヘッジされていない部分は、資産の10%を超えてはならない。

現金および現金同等物の控除後、サブ・ファンドは資産の最大3分の1を短期金融商品に投資することができる。資産の最大25%は、転換無担保社債のみならず、転換社債、他社株転換可能債、ワラント・リンク債に投資することができる。サブ・ファンドは、資産の最大20%を資産担保有価証券（ABS）、モーゲージ担保証券（MBS）、商業用不動産担保証券（CMBS）に投資することができる。サブ・ファンドはまた、資産の最大10%を偶発転換社債（CoCos）に投資することができる。

さらに、現金および現金同等物の控除後、サブ・ファンドは、エクスワラント債の個別売却後の残余ワラントおよびこれらのワラントにより取得したエクイティに加えて、新株予約権、新株引受権またはオプションの行使により取得した株式、他の株式持分および配当請求権付証券のみならず、エクイティ、持分権およびワラントに資産の最大10%を投資することができる。

新株予約権の行使または新株引受権によって取得された株式は、取得後12ヶ月以内に売却しなければならない。

投資者は、ABS、MBSおよびCMBSへの投資には、より複雑で透明性の低いものが含まれる場合があることに留意するべきである。これらの商品は、債権プールの中のエクスポージャーを含んでおり（ABSの場合、これらの債権は、自動車ローンもしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に基づくその他の債権である可能性があり、MBSまたはCMBSの場合、これらの債権は担保権である。）、これらの債権の発行者は、当該目的のためだけに設立され、法的、帳簿においておよび経済的観点からプールされた債権の貸主から独立した機関である。原債権からの支払いフロー（利子、債権の返済および不定期の返済を含む。）は、当該商品の投資者に転嫁される。これらの商品には、階層構造の主体となるさまざまなトランシェが含まれる。当該構造により、トランシェ内の返済および不定期の特別返済の順序が決定される。金利が上昇または低下した場合、債務者のリファイナンスオプションの改善または悪化により、原債権に対する予定外の特別返済が増減すれば、投資者はより高いまたは低い返済または再投資のリスクを負う。

サブ・ファンドのABS／MBS投資の平均期間は、しばしば債券の満期日と異なる。平均期間は一般的に最終満期日より短く、返済フローの日付に依存するが、返済フローは通常、有価証券の構成と、キャッシュインフローの優先度および／または借入人のリファイナンス、返済および債務不履行に係る行動に基づいている。サブ・ファンドは、平均残存期間が0年間から30年間の有価証券に投資する。

ABS／MBSは、法的構成が異なる様々な国において発行されている。サブ・ファンドは、欧州経済圏の全加盟国、スイス、米国、オーストラリアおよびカナダのABS／MBSに投資することができる。サブ・ファンドのガイドラインによって原証券が許容され、当該有価証券がアドバイザーによって定められた調査に基づく基準を満たしている場合には、他の国への投資を検討することがある。

サブ・ファンドは、認知されたABS／MBSまたは類似の有価証券の発行体により発行された有価証券に投資する。ABS／MBSは、投資適格、投資不適格、あるいは格付けなしであることがある。

CoCosは、関連する固有の条件に従い、予め定められたトリガーイベントが発生した時点で直ちにあらかじめ定められた価格で株式資本に転換するか、償却するか、または価額を切り下げることができる複合債券である。

CoCosの使用は、流動性リスクや転換リスクを含む構造固有のリスクをもたらす。場合によっては、発行者は、転換証券を普通証券に転換する設計を行うことがある。本投資法人は通常普通証券を保有

しないが、転換証券が普通証券に転換された場合には、本投資法人はそのポートフォリオに当該普通証券を保有することができる。

さらに、CoCosは、トリガー・レベル・リスクにもさらされている。これらのトリガー・レベルは、トリガー・レベルと資本比率の差に応じて変化し、転換リスクの程度を決定する。サブ・ファンドの投資運用会社は、債務証券を株式資本に転換することが必要となるトリガーを予測することが困難であることがある。

さらに、CoCosは資本構成の逆転リスクにさらされている。発行体の資本構成において、CoCosは通常、伝統的な転換社債に対して劣後するものとして分類される。CoCosの投資者がキャピタル・ロスを被る場合もあるが、株主は後に影響を受けるだけか、まったく影響を受けない場合もある。

また、CoCosの使用は、リターン・リスクまたは評価リスクにさらされていることにも注意すべきである。CoCosの評価は、発行体の信用力やその資本比率の変動、CoCosの需給関係、市況一般や利用可能な流動性、または発行体、発行体が事業を行う市場、もしくは金融市場一般に影響を与える経済、金融、政治上の事象等、多くの予測不可能な要因に左右される。

さらに、CoCosはクーポン支払停止のリスクにさらされる。CoCosのクーポンは発行者の裁量により支払われ、発行者はいつでも、理由の如何を問わず、無期限に支払を停止することができる。恣意的な支払停止は、支払不履行とはみなされない。クーポンの支払いの再開や停止された支払いを事後的な支払いを求めることはできない。クーポンの支払いは、発行体の監督当局の承認の対象となることもあり、分配可能な留保額が十分でない場合には停止されることもある。クーポン支払いに関する不確実性の結果、CoCosはボラティリティが大きい。

クーポンの支払いを停止すると、価格が大幅に下落する可能性がある。

また、CoCosには、コール・エクステンション・リスクが課せられている。CoCosは永続的な商品であり、管轄監督当局の承認を得た後、あらかじめ定められた日にもみ終了することができる。サブ・ファンドがCoCosに投資した資金が返還される保証はない。

最後に、CoCosは比較的新しい商品であり、その結果、当該商品の市場と規制環境は依然として発展しているため、CoCosは未知のリスクにさらされている。したがって、発行者に係るトリガーやクーポンの停止に対して、CoCos市場全体がどのように反応するかは不透明である。

基準通貨は米ドルである。

典型的な投資家の特性

フォーカス・シキャプーUSコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル

サブ・ファンドは、分散化された米国社債のポートフォリオに投資することを希望し、当該種類の資産に内在する金利リスクおよび信用リスクを受容できる投資家に適している。

<訂正後>

（前略）

債務証券および債権、株式および持分権ならびに短期金融商品とは、以下に詳述される投資制限の条項に基づき必要である場合、すべて2010年法第41条に規定する有価証券である。

ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドを「ESG統合型ファンド」に分類している。投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指す。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」という。）と定義している。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えている。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクススクルーション・ポリシーに取り込まれている。該当する場合、さらなる強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説される。

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次を取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクススクルーション・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクススクルーション・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクススクルーション）事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

フォーカス・シキャブーUSコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル

UBSアセット・マネジメントは、サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則（EU）2019／2088第8条に該当する。

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、主に、以下に記載されるとおり強力なESG（環境・社会・ガバナンス）特性を有する発行体の米ドル建ての社債に投資する。

サブ・ファンドは、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価、サステナビリティ特性比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ米国インターメディアイト社債指数（トータル・リターン）を使用する。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。名称に「ヘッジ」が含まれる投資証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該ベンチマークのバージョン（利用可能な場合）が使用される。サブ・ファンドの投資ユニバースは、ベンチマークに含まれる債務証券のうち、UBS内部のリサーチに基づき、主として高度なESG特性を有する企業により発行されたものを選択することにより定義づけられる。サブ・ファンドの投資ユニバースは、ベンチマークに含まれていないがESGの観点から適当とみられる債務証券および発行体により補足される。

発行体は、5の基準（1－極めて低い、2－低い、3－普通、4－高い、5－極めて高い）を用いて発行体を評価する独自のUBS ESGリスク勧告を用いてESGリスクについて評価を受ける。サブ・ファンドは、UBS ESGリスク勧告全体が1から3の間にあり、サステナビリティ・フォーカス・ファンドにとって受け入れ可能なリスクであるとみなされる場合を除き、概して、ESGリスク・ダッシュボード（ESG統合の項に記載される。）において特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス（ESG）に関して、かかる発行体のパフォーマンス等サステナビリティ要因を評価する。かかるESG特性は、発行体の業務の主要分野およびESGリスク管理の効率に関連する。環境および社会要因には、（とりわけ、）環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、雇用基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、職業安全衛生、製品安全性ならびに贈収賄および腐敗防止ガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア（1～10の基準で、10が最高のサステナビリティ特性）を有する。サブ・ファンドの投資対象は、そのベンチマークのサステナビリティ特性を上回る加重平均されたサステナビリティ特性を有する。これは、ESGエンゲージメントを改善し、環境、社会およびガバナンスに関するサブ・ファンドのプラスの特徴を促進する。算定には、現金、一定のデリバティブその他無格付商品は考慮されない。サブ・ファンドのサステナビリティ特性は、そのベンチマークの特性により測定され、その結果は、年1回以上、それぞれの月次の特性から計算され、年次報告書において公表される。

一般投資方針に記載されるサステナビリティ排除方針に加えて、サブ・ファンドはまた、社内分析が重大なマイナスの社会または環境リスクを伴うものとして強調する製品の製造または事業活動を行っている企業またはセクターを除外する。サブ・ファンドは、タバコの生産、風俗または石炭により主な収益を得る企業または石炭ベースの電力を使ってその主な収益を得る企業への直接的な投資を行わない。

投資の少なくとも3分の2は米ドル建てである。サブ・ファンドの外貨建投資のうち会計通貨に対してヘッジされていない部分は、資産の10%を超えてはならない。

現金および現金同等物の控除後、サブ・ファンドは資産の最大3分の1を短期金融商品に投資することができる。資産の最大25%は、転換無担保社債のみならず、転換社債、他社株転換可能債、ワラント・リンク債に投資することができる。サブ・ファンドは、資産の最大20%を資産担保有価証券（ABS）、モーゲージ担保証券（MBS）、商業用不動産担保証券（CMBS）に投資することができる。ABS／MBSへの投資に関連するリスクは、「ABS／MBSへの投資に関連するリスク」の項に記載される。サブ・ファンドはまた、資産の最大10%を偶発転換社債（CoCos）に投資することができる。

当該商品に関連するリスクは、以下の「CoCosの使用に関連するリスク」の項に記載される。さらに、現金および現金同等物の控除後、サブ・ファンドは、エクスワラント債の個別売却後の残余ワラントおよびこれらのワラントにより取得したエクイティに加えて、新株予約権、新株引受権またはオプションの行使により取得した株式、他の株式持分および配当請求権付証券のみならず、エクイティ、持分権およびワラントに資産の最大10%を投資することができる。

新株予約権の行使または新株引受権によって取得された株式は、取得後12ヶ月以内に売却しなければならない。

典型的な投資家の特性

フォーカス・シキャブ—USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、分散化された米国社債のポートフォリオならびに環境および／または社会的特性を促進するサブ・ファンドに投資することを希望する投資家に適している。
投資家は、当該種類の資産に内在する金利リスクおよび信用リスクを受容する用意をすべきである。

（４）投資制限

<訂正前>

投資原則

（中略）

5．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CSSFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。かかる技法および商品の利用は、投資者の最善の利益に一致するものでなければならない。

（中略）

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬および本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

（中略）

- (vii) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

（後略）

<訂正後>

投資原則

（中略）

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CSSFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。技法は、「証券金融取引のエクスポージャー」の項に記載されるとおり継続的に使用されるが、市況に応じて、停止または証券金融取引のエクスポージャーの軽減が随時決定されることがある。かかる技法および商品の利用は、投資者の最善の利益に一致するものでなければならない。

（中略）

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、毎年見直され、必要であれば、調整される。現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収益の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収益の40%は、証券貸付仲介人たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店および証券貸付サービス提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによってコスト／費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべてのコスト／費用は、総収益の証券貸付仲介人の取り分から支払われる。これには、証券貸付活動を通じて生じたすべての直接および間接のコスト／費用が含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーは、UBSグループの一員である。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬および本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

（中略）

- (vii) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。

- (i) トータル・リターン・スワップからの純リターンの100%から直接および間接の運営コスト／費用を差し引いたものがサブ・ファンドに返還される。
- (ii) トータル・リターン・スワップに発生したすべての直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書および半期報告書に記載される事業体に支払われる。
- (iii) トータル・リターン・スワップについては費用分割の取決めはない。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

（後略）

3 投資リスク

＜訂正前＞

a. リスク要因

（中略）

- ・ 為替レートの変動
- ・ 原料およびエネルギー資源の価格の変動
- ・ 雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に関係する変化
- ・ 法環境の変化

（中略）

外国為替リスク

ボンドコネクトを利用してCIBMで取引されている債券への投資は人民元に転換されなければならないため、基準通貨が人民元でないサブ・ファンドも通貨リスクにさらされる可能性がある。また、かかる通貨の転換によって、関連するサブ・ファンドに転換コストが生じることもある。為替レートは変動する可能性がある。人民元の価値が下落した場合、関連するサブ・ファンドは、CIBM債券の売却益をその基準通貨に転換する際に損失を被ることがある。ボンドコネクトに関するさらなる情報は、ウェブサイト（<http://www.chinabondconnect.com/en/index.htm>）上で確認することができる。

パッシブ運用されるサブ・ファンドの追隨の正確性

（中略）

指数リスク

（中略）

指数提供会社は、指数を決定し、構成し、または計算する際、本投資法人または投資主の要求を考慮する義務を負わない。指数提供会社は、発行開始日または投資証券の上場時における価格および口数の決定について責任を負わず、これに関与しない。指数提供会社はまた、投資証券を現金または現物で買い戻す際に用いる計算式の決定または計算に対して影響力を有しない。

金融派生商品取引の利用

（中略）

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

（中略）

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

（中略）

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
USコーポレート・ ボンド・ サステナブル・米ドル	0%—10%	50%	0%	100%	0%—50%	100%

資産担保証券（ABS）／モーゲージ担保証券（MBS）の利用に関連するリスク

（中略）

ABS／MBSにおけるサブ・ファンドの投資の平均期間は債券に設定された償還日とは異なることが多い。平均期間は一般的に最終償還日よりも短く、通常は証券の仕組みおよびキャッシュフローならびに／または借換、返済および不履行に関する借主の立場の優先順位に基づいている。サブ・ファンドは満期までの平均期間が0年から30年の証券に投資する。

ABS／MBSは法的な仕組みが異なる別々の国で組成される。サブ・ファンドは欧州経済地域のすべての加盟国およびスイスのABS／MBSに投資することができる。その他の国々への投資は、原証券がサブ・ファンドのガイドラインにおいて認められ、かつ当該証券がアドバイザーが課している調査に基づく基準を満たしている場合に検討される。

サブ・ファンドは認められた発行体により発行されるABS／MBSまたは類似の証券に投資する。ABS／MBSは投資適格格付であるか、投資適格格付未満であるか、または格付を付与されていない場合がある。

（後略）

<訂正後>

a. リスク要因

（中略）

- ・為替レートの変動
- ・雇用、政府支出と債務、インフレ等の循環要因の変化
- ・法環境の変化

（中略）

外国為替リスク

ボンドコネクトを利用してCIBMで取引されている債券への投資は人民元に転換されなければならないため、基準通貨が人民元でないサブ・ファンドも通貨リスクにさらされる可能性がある。また、かかる通貨の転換によって、関連するサブ・ファンドに転換コストが生じることもある。為替レートは変動する可能性がある。人民元の価値が下落した場合、関連するサブ・ファンドは、CIBM債券の売却益をその基準通貨に転換する際に損失を被ることがある。ボンドコネクトに関するさらなる情報は、ウェブサイト（<http://www.chinabondconnect.com/en/index.htm>）上で確認することができる。

CoCo債の使用に関連するリスク

CoCo債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。

CoCo債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株

式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

CoCo債はまた、トリガー水準リスクにさらされる。トリガー水準と自己資本比率の間の差異によって、これらのトリガー水準は変動し、転換リスクの程度を決定する。サブ・ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、債務証券の自己資本への転換を要求するトリガーを予測することが困難であることがある。

また、CoCo債は、資本構造反転リスクにさらされる。発行体の資本構造において、CoCo債は通常、従来の転換社債と比べて劣後するものとして分類される。ある場合において、CoCo債への投資家は資本損失を被ることがあり、その一方で、受益者は、後々影響を受けるだけであるか、または、全く影響を受けない。CoCo債の利用は、リターン・リスクまたは評価リスクにさらされることにも留意すべきである。

CoCo債の評価は、多くの予測不可能な要因、例えば、発行体の信用度およびその資本損失の変動、CoCo債の需要および供給、一般的な市場状況および利用可能な流動性または発行体、発行体が事業を行う市場もしくは金融市場全般に影響を及ぼす経済、金融および政治における出来事などにより影響を受ける。

さらに、CoCo債は、利払い停止のリスクにさらされる。CoCo債の利払いは、発行体の裁量によって行われ、発行体は、いつでも、かつ、理由の如何を問わず、かかる支払を無期限に停止することができる。自由裁量による支払の停止は、支払の不履行とはみなされない。利払いの再導入または停止された支払の後日の支払を請求することは不可能である。利払いはまた、発行体の監督当局による承認を条件とし、利用することができる分配可能な準備金が不十分な場合には停止されることがある。利払いに関する不確実性により、CoCo債は変動性が高くなる。利払いの停止は、急激な値下がりを生じる可能性がある。

CoCo債はまた、繰上償還延期リスクにさらされる。CoCo債は、永久債であり、管轄権を有する監督当局による承認を得た後、予め定められた日付にのみ償還することができる。サブ・ファンドがCoCo債に投資した資本が返還されるという保証はない。

最後に、CoCo債は、比較的新しく、よって、その市場および規制環境は未だ発展段階にあるため、未知のリスクにさらされる。したがって、CoCo債の市場全体が発行体に関するトリガーまたは利払い停止に対してどのように反応するかは不確実である。

パッシブ運用されるサブ・ファンドの追隨の正確性

(中略)

指数リスク

(中略)

指数提供会社は、指数を決定し、構成し、または計算する際、本投資法人または投資主の要求を考慮する義務を負わない。指数提供会社は、発行開始日または投資証券の上場時における価格および口数の決定について責任を負わず、これに関与しない。指数提供会社はまた、投資証券を現金または現物で買い戻す際に用いる計算式の決定または計算に対して影響力を有しない。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、投資価値に重大なまたは潜在的に相当な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

金融派生商品取引の利用

(中略)

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

（中略）

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引は、貸付証券が適時に返還されないまたは買戻しできないリスクを含む取引相手方リスクを伴う。証券の借主がサブ・ファンドによって貸付された証券を返還しない場合、担保の不正確な価格設定、市況の不利な動き、担保の発行体の信用度の低下、担保が取引される市場の流動性の欠如、担保を保有する保管会社の過失もしくは支払不能または（例えば支払不能による）法的契約の解除によるか否かを問わず、受け取った担保が貸付証券の価値よりも低い価値で換金される可能性があるというリスクがあり、これはサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

（中略）

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／ リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
USコーポレート・ ボンド・ サステナブル・米ドル	0%	15%	0%	10%	10%	50%

資産担保証券（ABS）／モーゲージ担保証券（MBS）の利用に関連するリスク

（中略）

ABS／MBSにおけるサブ・ファンドの投資の平均期間は債券に設定された償還日とは異なることが多い。平均期間は一般的に最終償還日よりも短く、通常は証券の仕組みおよびキャッシュフローならびに／または借換、返済および不履行に関する借主の立場の優先順位に基づいている。

ABS／MBSは法的な仕組みが異なる別々の国で組成される。

ABS／MBSは投資適格格付であるか、投資適格格付未満であるか、または格付を付与されていない場合がある。

（後略）

4 手数料等及び税金

（4）その他の手数料等

<訂正前>

上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

（中略）

k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。た

だし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率（TER）の開示において考慮される。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

（後略）

<訂正後>

上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

（中略）

k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率（TER）の開示において考慮される。

1) 本投資法人の取締役を支払われる手数料、コストおよび費用（合理的な立替費用、保険料および取締役会に関連する合理的な交通費ならびに取締役の報酬）。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

PRCにおける税務リスク

（中略）

サブ・ファンドの資産に係る実際の税金債務のうち税金引当金ではカバーされない部分は、サブ・ファンドの純資産価額から控除する。実際の税金債務は、税金引当金を下回る場合がある。投資者は、申込みおよび／または買戻しの時期によっては、税金引当金の不足による悪影響を被ることがある／剰余金の配分を受領する権利を有しない。投資主は、サブ・ファンドへの投資に係る自らの税金債務に関して自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

<訂正後>

(前略)

PRCにおける税務リスク

(中略)

サブ・ファンドの資産に係る実際の税金債務のうち税金引当金ではカバーされない部分は、サブ・ファンドの純資産価額から控除する。実際の税金債務は、税金引当金を下回る場合がある。投資者は、申込みおよび／または買戻しの時期によっては、税金引当金の不足による悪影響を被ることがある／剰余金の配分を受領する権利を有しない。投資主は、サブ・ファンドへの投資に係る自らの税金債務に関して自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

2018年ドイツ投資税法に基づく免除

すべてのサブ・ファンドは、ドイツ投資税法（Investmentsteuergesetz - InvStG）の意味における「その他のファンド」としてみなされるため、ドイツ投資税法の第20条に基づく部分的課税免除の資格を有しない。

DAC6ー報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令（EU）2018/822（以下「DAC6」という。）が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレンジメントに関する包括的かつ関連する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC6に基づく約定は2020年7月1日までは適用されないが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの通知が必要な場合がある。同指令はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント（関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元を特定するアレンジメントおよび情報に関する詳細事項を含む。）に関する情報を、関連する現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、本投資法人は、報告要件の対象であるクロスボーダー・アレンジメントに関して知っているか、所有しているか、または、管理下にある情報を、権限を有する税務当局に開示することを法律によって義務付けられる可能性がある。この法律は、必ずしも濫用的租税回避であるとは限らないスキームにも関係する可能性がある。

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(2021年5月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会長	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） マネージング・ディレクター	該当なし

トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー（チューリッ ヒ） マネージング・ディレクター	該当なし
ラファエル・シュミット ーリヒター (Raphael Schmidt - Richter)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー（チューリッ ヒ） エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・ ガニーニ (Francesca Guagnini)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー（チューリッ ヒ） マネージング・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラ
ティブ（PricewaterhouseCoopers, Société coopérative）である。

<訂正後>

(2021年10月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会長	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー（チューリッ ヒ） マネージング・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・グアニ ーニ (Francesca Guagnini)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (UK) リミテッド、ロンドン マネージング・ディレクター	該当なし
ジョゼ・リンダ・デニス (Josée Lynda Denis)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ルクセンブルグ インディペンデント・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー（チューリッ ヒ） マネージング・ディレクター	該当なし
ラファエル・シュミット ーリヒター (Raphael Schmidt - Richter)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ (ドイツ) ゲーエムベーハー、 フランクフルト エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラ
ティブ（PricewaterhouseCoopers, Société coopérative）である。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（i）純資産価格の計算」の項に従って計算する。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、販売代行会社および支払事務代行会社がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払代理人は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

（後略）

<訂正後>

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（i）純資産価格の計算」の項に従って計算する。

さらに、各販売国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。追加情報は販売国の販売資料で参照することができる。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、販売代行会社および支払事務代行会社がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払代理人は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

（後略）

2 買戻し手続等

<訂正前>

海外における買戻し手続等

（中略）

サブ・ファンドの純資産総額に関し投資証券クラスの金額が、取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（i）純資産価格の計算」に記載されるシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

（後略）

<訂正後>

海外における買戻し手続等

（中略）

サブ・ファンドの純資産総額に関し投資証券クラスの金額が、取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の

概要（１）資産の評価（ｉ）純資産価格の計算」に記載されるスイング・プライシングの原理が適用される。

（後略）

４ その他

<訂正前>

投資証券の発行と買戻しに関する条件

（中略）

上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に乗り換える場合にも適用される。

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる（先渡し価格）。純資産価額は、最新の知れている市場価格に基づいて計算される（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる）。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

（後略）

<訂正後>

投資証券の発行と買戻しに関する条件

（中略）

上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に乗り換える場合にも適用される。

しかし、ファクシミリで送られた注文に関する上記の締切時間の前出しを考慮に入れる必要がある。つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる（先渡し価格）。純資産価額は、最新の知れている市場価格に基づいて計算される（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる）。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

注文の受付を委託された販売会社は、適用法令に従って、同意書もしくは注文書に基づくか、またはこれと同等の手段による申込注文、買戻注文および／または乗換え注文を要請し、投資者からこれらの注文を受け付けるものとする（電子的手段による注文の受領を含む。）。同意書または注文書と同等の手段を書面として適用するためには、管理会社および／またはUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーがその裁量により事前に書面で同意をする必要がある。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

（後略）

第３ 管理及び運営

１ 資産管理等の概要

（１）資産の評価

<訂正前>

（ｉ）純資産価格の計算

（中略）

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券が発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの流通している投資証券とサブ・ファンドの流通している投資証券の比率に従って算定される。

単一の取引日に行われるサブ・ファンドの投資証券クラスのすべてに影響する購入または買戻しの総計が純資産の流出入をもたらす場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額がこれに応じて増加または減少することがある（シングル・スイング・プライシング）。かかる調整は、最大で純資産価額の2%に相当する。取締役会は、例外的な場合において、取締役会がかかる措置を、実勢市況を反映し、投資主の利益に適うものであると正当化できる場合は、サブ・ファンドについておよび／または例外的な状況（例えば、市場ボラティリティが高いおよび／または流動性が低い場合、例外的な市況、市場の混乱等）における評価日について、当該時点の実勢純資産価額の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。当該希薄化調整は、取締役会が決定する手法により計算される。投資主は、通常の連絡ルートを通じて一時的な措置が導入されるときおよび終了するときに通知を受ける。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に等しい割合で影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドレベルで行われ、資本活動に関係するが、各投資者の個別の取引の特定の状況には関係しない。サブ・ファンドについて生じると想定される取引費用および課税は、サブ・ファンドが投資する資産の配分についての想定される指値／呼値と同様に考慮される可能性がある。純資産の増減が関係するサブ・ファンドの投資証券口数の増加をもたらすものであれば、純資産価額が増加するように調整される。また、純増減が投資証券口数の減少をもたらすものであれば、純資産価額は減少することになる。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドについて基準価額を設定することができる。これは、ファンドの純資産または関連するサブ・ファンドの通貨の絶対額に関係する取引日における純増減から構成される。かかる基準値が取引日に超過されることになった場合のみ、純資産価額は調整される。

サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する。

（中略）

異常な状況により上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額を適正に評価するため誠意をもって一般に認められ、検証可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行および買戻しについて正式となる。

（ii）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

（後略）

<訂正後>

（i）純資産価格の計算

（中略）

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券が発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの流通している投資証券とサブ・ファンドの流通している投資証券の比率に従って算定される。

サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する。

（中略）

異常な状況により上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額を適正に評価するため誠意をもって一般に認められ、検証可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行および買戻しについて正式となる。

報酬および手数料ならびに投資資産の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

（a）サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合

（b）サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合

（c）サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合

（d）投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、（i）見積もり税金費用、（ii）サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および（iii）サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況（例えば、高い市場ボラティリティおよび／または流動性、例外的な市況、市場の混乱等）において、サブ・ファンドおよび／または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

（ii）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止
（後略）

2 利害関係人との取引制限

<訂正前>

利益相反

（中略）

管理会社、保管受託銀行、ポートフォリオ・マネジャーおよび主たる販売会社は、UBSグループの一員である（以下「関係者」という。）。

（後略）

<訂正後>

利益相反

（中略）

管理会社、保管受託銀行、ポートフォリオ・マネジャー、主たる販売会社、証券貸付仲介人および証券貸付サービス提供会社は、UBSグループの一員である（以下「関係者」という。）。

（後略）